

日本認知症予防学会東京都支部 規約

日本認知症予防学会東京都支部(以下「本支部」という)は、日本認知症予防学会支部設置規則に則り、本支部運営を円滑に推進するため、次の通り日本認知症予防学会東京都支部規約(以下「本規約」という)を定める。

【名称】

第1条 本支部は日本認知症予防学会東京都支部と称する

【事務局】

第2条 本支部の事務局は日本認知症予防学会本部東京都支部事務局（東京都中央区八丁堀 3-28-14 飯田ビル 2 階）に置く。

【目的】

第3条 本支部は認知症予防に関連する諸分野の科学的研究の進歩発展を図り、その成果を東京都民に還元するとともに、医療・保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本支部は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会（講演会・研究会・講習会など）の開催
- (2) 東京都における認知症予防の取り組みへの啓発、支援
- (3) 日本認知症予防学会並びに関係諸団体との協力と連携
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

【会員】

第5条 本支部の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本支部の目的に賛同し、所定の会費を納入した者。
- (2) 賛助会員 本支部の事業を後援する目的で所定の会費を納入した団体または個人。

第6条 会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を事務局へ提出し、支部長の承認を得なければならない。

第7条 会員は別に定める退会届を事務局に提出し、退会することができる

第8条 会員は次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 退会届が提出されたとき
- (2) 会費の滞納が 2 年以上にわたるとき
- (3) 日本認知症予防学会正会員の資格を喪失したとき
- (4) 死亡したとき

第9条 会員が本支部の名誉を汚し、または本支部の目的に反する行為があったときは、支部役員会の議決を経て除名することができる。

第10条 会員がすでに納入した会費、その他の拠出金は一切返還しない。

【支部役員】

第11条 本支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 支部理事 2名以上6名以内
- (3) 支部監事 1名

第12条 支部長は支部総会で選任された日本認知症予防学会の理事もしくは評議員の中から日本認知症予防学会理事会において選出する。

第13条 支部理事の選出・選任は、支部会員の中から支部役員が推薦する者を支部役員会における承認を経て、支部長がこれを選任する。

第14条 監事は、支部長が支部会員の中から推薦する者を支部役員会における承認を経て、支部長がこれを選任する。

第15条 支部役員の任期は選出された年度の4月1日より2年後の3月31日迄とし、再任を妨げない。

第16条 支部長は支部理事の中から必要に応じて補佐として事務局長を指名することができる。

【支部長】

第17条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。

【支部理事】

第18条 支部理事は支部長とともに支部役員会を構成し、本支部の業務を審議・執行する。

【支部監事】

第19条 監事は支部の業務全般及び会計を監査する。

【支部役員会】

第20条 支部役員会は、次の通りとする。

- (1) 支部役員会は、支部長、支部理事、支部監事で組織する。
- (2) 定時支部役員会は毎年1回、支部長が招集し、支部に関する重要事項を決議する。
- (3) 必要に応じて臨時支部役員会を開催することができる。
- (4) 支部役員会の決議は、支部役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (5) 支部役員会の決議は、支部監事が出席しなければ成立しない。
- (6) 支部監事不在の場合は、支部長が兼務とする。

【支部顧問】

第21条 顧問は認知症予防学領域に貢献があり、東京都支部の運営に関して専門的な視点から支援する者を指す。

- (1) 顧問は理事の経歴を有する正会員あるいは本会に関連した顕著な功績のあった者から支部長より推薦され、理事会の承認を得た者とする。
- (2) 顧問の任期は原則2年とするが再任を妨げない。
- (3) 顧問は理事会に出席し意見を述べるができる。
- (4) 顧問は本学会への助言を適宜行うことができる。

【研究会】

第22条 支部は、毎年1回以上学術集会を開催する。

1. 学術集会は、支部長が任命した者がその運営にあたる。
2. 学術集会への参加は非会員も可能。

【支部事業報告】

第23条 支部長は、毎事業年度終了後速やかに当該年度の決算及び事業報告を日本認知症予防学会理事会に提出しなければならない。

【会計】

第24条 本支部の会計責任者は支部長とする。

1. 本支部の経費は、支部会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
2. 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会費】

第25条 本支部の会費は別に定める会費規則による。

【規約の改廃】

第26条 本規約の改廃は支部役員会の議決を経て、支部役員会の議決で決定する。

【細則】

第27条 本規約の施行に必要な細則は、支部役員会の議決を経て学術集会で報告する。

附則

本規約は2023年2月18日より施行する。

支部役員

支部長	鈴木 正彦	(東京慈恵会医科大学内科学講座脳神経内科教授)
副支部長	荒川 千晶	(医療法人社団 礼恵会 むすび葉クリニック渋谷 副院長)
支部理事	松村 美由起	(東京女子医科大学附属成人医学センター脳神経内科講師)
支部理事	繁田 雅弘	(東京慈恵会医科大学 精神医学講座教授)
支部理事	國枝 洋太	(順天堂大学医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター)
支部理事	三條 伸夫	(東京医科歯科大学大学院 脳神経病態学分野 脳神経内科教授)
支部理事	松熊 美千代	(社会福祉法人三井記念病院 臨床検査部 臨床検査技師)
顧問	小野 賢二郎	(金沢大学 医薬保健研究域医学系 脳神経内科学教授)